

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、経営の効率性を高め、株主様・お客様・社会・従業員などに対する継続的な企業価値の増大を図ることを目的とし、経営環境の変化に迅速・柔軟かつ健全・適正に対応できる経営組織体制を構築することと位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	4,551,790	6.81
株式会社トクヤマ	2,780,278	4.16
双日株式会社	2,532,100	3.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,858,000	2.78
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,777,291	2.66
三信株式会社	1,730,000	2.59
帝人テクノプロダクツ株式会社	1,489,484	2.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,485,753	2.22
東親会持株会	1,415,987	2.12
野村信託銀行株式会社(投信口)	1,389,000	2.08

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
-------------	---------------

決算期	3月
-----	----

業種	化学
----	----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会と会計監査人は、会計監査人が会計の状況を報告するとともに内部監査のあり方などについて定期的に議論するなど、相互連携をはかって、監査の実効性を高めております。
内部監査部門である監査室は、監査役監査基準及び内部監査規程の定めに基づき、監査活動の状況とその結果を監査役に遅滞なく報告するなど監査役と監査室の連携を強化しております。また監査室の構成員の中から監査役の職務を補助すべき使用人を選任し、当該使用人は内部監査業務と監査役会の事務局等を兼務しております。また、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項について、遅滞なく取締役、執行役員、社員等から監査役へ報告できる体制を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
堀村 不器雄	公認会計士				○				○	
春名 一典	弁護士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

独立	当該社外監査役を選任している理由(独立)
----	----------------------

氏名	役員	適格項目に関する補足説明	役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む
堀村 不器雄	○	独立役員に指定 <略歴> 昭和60年9月 公認会計士登録 昭和62年2月 堀村公認会計士事務所 平成14年10月 堀村公認会計士事務所所長 平成15年6月 当社監査役	堀村不器雄氏は、公認会計士としての専門的見地ならびに経営に関する高い見識を当社の監査に反映させていただくため、また、日本公認会計士協会京滋会会長などを歴任され、豊富な実務経験を有することなど、総合的に勘案して、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。なお、同氏は、過去において、監査法人朝日会計社((現)あずさ監査法人、当社会計監査人)に所属された時期(昭和56年5月から昭和62年1月)がりましたが、独立性の判断基準などから、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
春名 一典	○	独立役員に指定 <略歴> 昭和57年4月 弁護士登録 昭和61年4月 春名一典法律事務所((現)春名・田中法律事務所)開設 平成15年6月 当社監査役	春名一典氏は、弁護士としての専門的見地ならびに経営に関する高い見識を当社の監査に反映させていただくため、また、兵庫県弁護士会会長などを歴任され、豊富な実務経験を有することなど、総合的に勘案して、当社の独立性を有する社外監査役として適任であります。なお、当社は、過去において、同氏と、また、現在、田中 賢一弁護士(春名・田中法律事務所パートナー)と顧問契約を締結しておりますが、独立性の判断基準などから、同氏と一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、安定した役員報酬と業績に応じた役員賞与を併用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の年間報酬等の総額 取締役7名 105百万円(平成24年3月期)
1. 使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役に対する情報発信等は、主に常勤監査役が行い緊密な連携をはかっております。また、内部監査部門である監査室の構成員の中から監査役の職務を補助すべき使用人を選任し、当該使用人は内部監査業務と監査役会の事務局等を兼務し、常勤監査役および社外監査役を補佐しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、月1回以上開催しております。取締役会では、株主総会、取締役、株式、社債等に関する事項及びその他の重要な業務執行に関する事項について決議しております。取締役は、業務の執行の状況及び取締役会が必要と認めた事項を取締役に報告しております。また、迅速かつ適正なる経営判断を行い、グループ経営全体の最適化を目指すべく経営会議・執行役員会を開催しております。経営会議は、取締役全員をもって構成されており、原則月2回開催しております。経営会議では、株主総会、取締役会に付議する経営の基本重要事項や重要な経営政策全般にわたる事前協議を行っております。執行役員会は、取締役及び執行役員全員をもって構成されており、原則月1回開催しております。執行役員会では、執行役員に対する経営方針の周知徹底と業務執行に関する報告及び審議を行っております。なお、監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、執行役員会など、その他重要な会議に適宜出席しております。

監査役会は、原則月1回開催しております。監査役会では、監査の方針、会社の業務および財産の状況の調査、その他の監査役の職務の執行に関する事項や会計監査人の選任・不再任・解任の同意等の重要な事項について決議しております。また、監査役は、自らの職務の執行の状況や会計監査人の調査事項等について監査役会に報告しております。

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、監査契約に基づき会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士の氏名は次のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 松山 和弘

指定有限責任社員 業務執行社員 蔵口 康裕

指定有限責任社員 業務執行社員 吉形 圭右

なお、継続監査年数が7年以内のため監査年数の記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、現在の業務運営形態においては、取締役が業務執行を担当することが有効であると考えております。監査役会は、社外監査役2名、社内監査役2名の4名(うち常勤監査役2名(社内2名))で構成され、客観的、中立的、専門的立場からの経営監視が、十分に機能していることから現在の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第146回定時株主総会の招集通知は、平成22年6月7日に発送いたしました。 第147回定時株主総会の招集通知は、平成23年6月6日に発送いたしました。 第148回定時株主総会の招集通知は、平成24年6月6日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第146回定時株主総会は、平成22年6月25日に開催いたしました。 第147回定時株主総会は、平成23年6月24日に開催いたしました。 第148回定時株主総会は、平成24年6月27日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、原則として、1回以上開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.toli.co.jp 決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料、事業報告書(TOLI REPORT)、環境報告書等	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境報告書を作成し、ホームページに掲載し、環境保全活動を公開しております。 東リグループCSR基本方針を制定し、東リグループのCSR活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主および投資家を含むあらゆるステークホルダーの東リグループに対する理解を深め、その適正な評価に資することを目的として東リグループディスクロージャー管理規程を制定し、東リグループに関する情報の公正かつ適時・適切な情報開示に関する手続きを定め、実行しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス経営強化を目的として、下記事項を含む体制を整備・運用する。
 - 1) 社長を委員長とする「CSR推進委員会」内にコンプライアンス等を統括する部会を設置するとともに、コンプライアンス担当取締役の任命、法務部門を配するなど、その推進のための体制を整備する。
 - 2) 「東リグループ経営理念」「東リグループ行動憲章」「東リグループ行動規範」を定め、すべての役員・社員に法令遵守意識の浸透を図る。
 - 3) 法令違反等の早期発見・是正のために「東リグループホットライン(内部通報窓口)」を設置・運営する。
 - 4) 各取締役は、自己の担当領域について、法令等の遵守体制を構築する権限と責任を有し、コンプライアンス担当取締役は、これらを横断的に推進・管理する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」等の社内規程に則り、その重要度に応じて適正に保存・管理する。
 - 1) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 「リスク管理基本方針」及び「リスク管理行動指針」を制定・周知し、リスクマネジメントのために必要な体制を整備する。
 - 2) 業務に係る種々のリスクについては、それぞれの担当部門において、規程の制定を行うなど、適切に管理する。
 - 3) 「CSR推進委員会」がリスクマネジメントを総括する。
 - 4) 大規模な事故・災害・不祥事が発生した場合に備え、危機発生時の対応に関する規程・組織を整備するなど、体制の構築・運営に努める。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1) 各取締役の合理的な業務分掌及び権限を規程により明確化し、経営の効率化を図る。
 - 2) 執行役員制度を導入し、経営の意思決定機能と業務執行機能の権限・責任を明確化することにより、経営の効率化を図る。
 - 3) 組織構造についても随時見直しを図り、より一層の効率化を推進する。
 - 4) 取締役会は、月一回以上開催し、株主総会・取締役・株式・社債等に関する事項及びその他の重要な業務執行に関する事項について決議する。
 - 5) 迅速かつ適正なる経営判断を行い、グループ経営全体の最適化を目指すべく、経営会議・執行役員会を開催する。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1) 「東リグループ経営理念」「東リグループ行動憲章」「東リグループ行動規範」をグループ各社で共有化し、グループ全体のコンプライアンスを推進する。
 - 2) 「関係会社管理規程」に基づき、東リグループ各社の経営を監督する。
 - 3) 東リグループ全体の監査を適正に行うことを目的として、グループ監査役連絡会を設置・運営する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査室の構成員の中から監査役の職務を補助すべき使用人を選任し、当該使用人は内部監査業務と監査役会の事務局等を兼務する。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
前号の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、懲戒については、監査役会の同意を得るものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
1) 監査役は、取締役会及び重要な会議に出席し、必要に応じて取締役又は使用人に説明を求め、あるいは運営状況につき適宜報告を受けることができる。
 - 2) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項について、遅滞なく監査役会に報告する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 監査室は、監査活動の状況とその結果を監査役に遅滞なく報告するなど、監査役と監査室との連携を強化する。
 - 2) 監査役及び監査室は、会計監査人と情報交換に努め、監査の実効性を確保・高めるものとする。
 - 3) 監査役会は、定期的に代表取締役との意見交換会を開催し、適切な意思疎通を通じて効果的な監査業務の遂行を図るものとする。
10. 反社会的勢力を排除するための体制
1) 反社会的勢力には、毅然とした態度で対応するものとし、一切の関係を持たない。
 - 2) 反社会的勢力排除に関する基本方針を、コンプライアンス研修等により、東リグループ全社員に周知徹底する。
 - 3) 警察当局、顧問弁護士等の外部関係団体や地域企業等と緊密な連携を図りながら、情報収集・情報交換や事案に応じた適切な対応を検討・実施する。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

上記の「内部統制システム構築のための基本方針」第10項に記載しております。(再掲)

反社会的勢力を排除するための体制

- 1) 反社会的勢力には、毅然とした態度で対応するものとし、一切の関係を持たない。
- 2) 反社会的勢力排除に関する基本方針を、コンプライアンス研修等により、東リグループ全社員に周知徹底する。
- 3) 警察当局、顧問弁護士等の外部関係団体や地域企業等と緊密な連携を図りながら、情報収集・情報交換や事案に応じた適切な対応を検討・実施する。

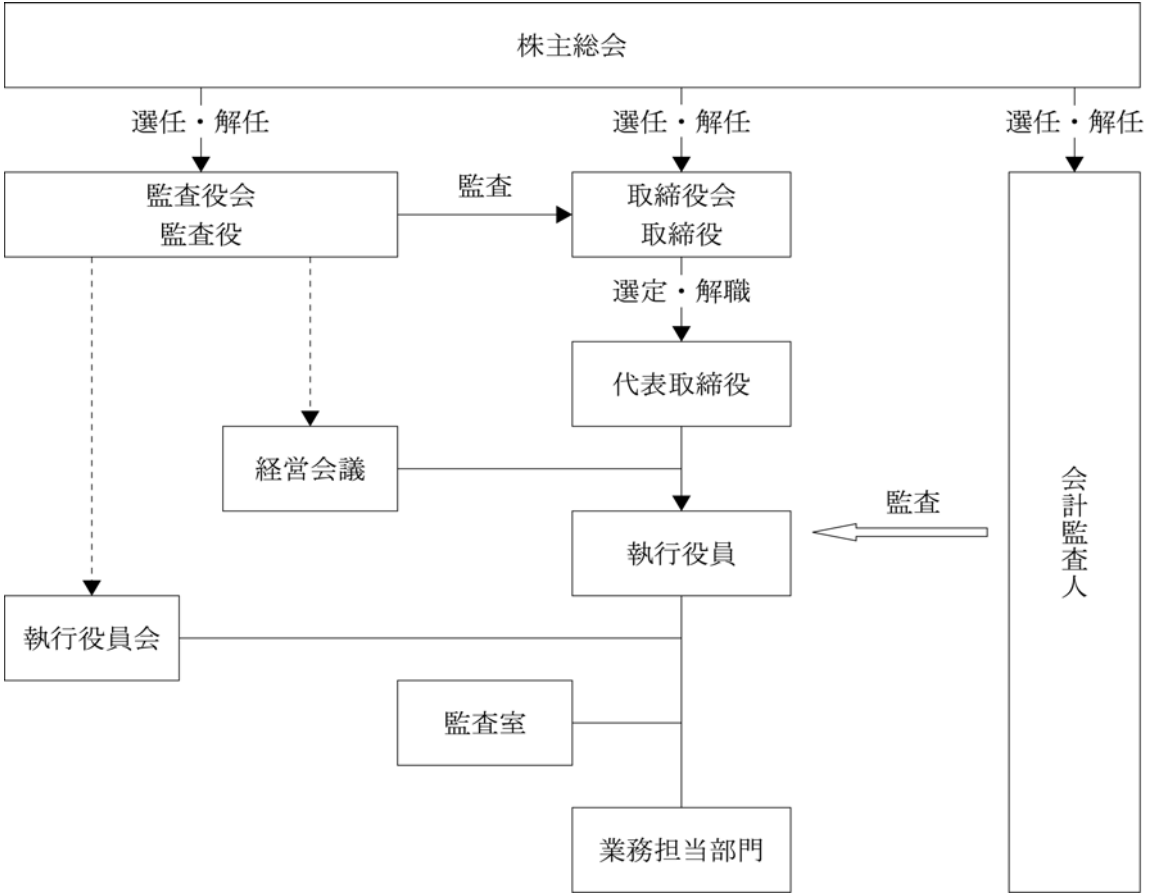
V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要（模式図）

